

# ケアハウス新南陽 利用案内

住 所：周南市大神二丁目7番23号

電 話：0834-64-7150

FAX：0834-61-2661

「ケアハウス」は、新しいタイプの軽費老人ホームです。

「まかない(食事)付きの老人アパート」と理解され、「住居・食事・入浴」がサービスの柱です。自分の部屋の掃除、洗濯など自分の身の回りのことは自分でやっていただく老人福祉施設です。

## 1. どのような人が利用できるのか。

自立の生活を基本に（二つのことが条件です。）

- ① 利用者は、ア. 自炊が出来ない程度の身体機能の低下が認められる。  
イ. 高齢等のため独立して生活するには不安が認められる。  
ウ. 家族による援助が受けられない。

- ② 60歳以上の人（夫婦の場合、一方が60歳以下でも良い。）

※特別養護老人ホーム入所対象ほど重度でない人。また、所得制限はありません。

## 2. 利用料はどのくらいかかるのですか。

毎月の利用料は「生活費」「サービス提供に要する費用」「居住に要する費用」です。そのうち事務費は、所得に応じた料金となります。それ以外に、自分の部屋の電気代がかかります。

- ① 毎月の利用料 72,810円～130,110円（平成21年1月1日現在）

<ただし、11月～3月まで冬期加算 2,070円が必要です。>

（内 訳）サービス提供に要する費用 10,000円～67,300円

居住に要する費用 18,000円

生活費 44,810円（食事代・共用費）

- ② 光熱水費（部屋ごとにメーター設置）

電気代として（毎月2,000円～3,000円）

- ③ 一時金（敷金）は不要です。

- ④ 各利用料の計算について

（1）サービス提供に要する費用・・・1日付で全額いただきます。

途中入居の場合はいただきません。

（2）居住に要する費用・生活費・・・入退居の月分は日割り計算します。

3. 入居したい時はどうすればよいか。

入居するには、直接施設に申し込みます。

(ケアハウスは、施設長と利用者本人との直接契約となっています。)

4. どんなサービスが受けられますか。

① サービスの中心は「食事の準備」と「入浴の準備」です。

② その他のサービス

(1) 「相談・助言」入居後の各種生活相談に応じ、適切な助言を行います。

(2) 「羅病・負傷等緊急時の助言」「夜間管理体制」等があり、朝6時開館・夜10時閉館(門限)となります。

なお、ケア(介護)の必要なときは、市の福祉サービス「下記8参照」を別途有料(実費)で受けることができます。

5. 職員の配置はどうなっているのですか。

職員は、50名定員(単独施設)のケアハウスで、9名位です。

施設長	生活相談員	介護職員	栄養士	事務員	調理員
1	1	2	1	1	7(5)

再掲の( )は  
非常勤です。

6. 建物・設備・お部屋はどうですか。

① 各室は個室で、居室や廊下は車椅子での生活ができます。エレベーターもあります。

② 入浴は1階で男・女の浴室とミニ浴室があります。

(全日利用でき時間は15:00~21:30です。)

③ 共用施設に、食堂・会議室・洗濯コーナー・談話室があります。

④ お部屋には、小型冷蔵庫・トイレ・押入れ・電磁付コンロ・電話回線・エアコンがあります。

⑤ 消火設備は、全館スプリンクラーで設備しています。

7. どういう時に契約が解除になるのですか。

下記の場合には、解除の対象となります。

① 正当の理由なく利用料を滞納したとき。

② 日常の起居動作に介助を必要とし、施設での生活が困難と認められたとき。

③ 身体的または精神的疾患のため、施設での生活ができなくなったとき。

8. 地域福祉サービスには何がありますか。

原則として、介護認定により要支援・要介護と認定されたら、ホームヘルパーとデイサービスセンター、訪問看護の利用ができます。

<ホームヘルパー派遣事業は、ケア(介護)の必要なとき、通院・掃除・洗濯等の家事援助に関するものと、入浴に関するものを受けることができます。>

## 軽費老人ホーム(ケアハウス)基本利用料

(平成25年4月1日現在)

### (1) 生活費

月 額 44,810円

(但し、11月～3月までは冬期加算2,070円が必要です。)

### (2) サービス提供に要する費用(月 額)

	対象収入(年収)による階層区分	事務費徴収月額
1	1,500,000円以下	10,000円
2	1,500,001円～1,600,000円	13,000円
3	1,600,001円～1,700,000円	16,000円
4	1,700,001円～1,800,000円	19,000円
5	1,800,001円～1,900,000円	22,000円
6	1,900,001円～2,000,000円	25,000円
7	2,000,001円～2,100,000円	30,000円
8	2,100,001円～2,200,000円	35,000円
9	2,200,001円～2,300,000円	40,000円
10	2,300,001円～2,400,000円	45,000円
11	2,400,001円～2,500,000円	50,000円
12	2,500,001円～2,600,000円	57,000円
13	2,600,001円～2,700,000円	64,000円
14	2,700,001円	全 額(67,300円)

注1. 対象収入とは、前年の収入から社会保険料、医療費、租税等の必要経費を控除した後の収入を言います。

2. 夫婦等で入居する場合の対象収入については、夫婦等の収入および必要経費を合算し、合算額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれの事務費徴収額については、前の表から30%減額した額を本人からの事務費徴収月額とします。(100円未満切り捨て)

### (3) 居住に要する費用

月 額 18,000円

### (4) その他

各居室における電気代